

○ 漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付等要綱（令和7年3月31日付け6水推第1554号農林水産事務次官依命通知）
一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方太平洋側を中心とした幅広い地域で、水産業への壊滅的な被害や水産物への風評被害等が発生し、我が国<u>漁業や養殖業</u>をとりまく環境は一変した。</p> <p>このため、震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進していく必要がある。このような状況を踏まえ、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも<u>漁業や養殖業</u>を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るものである。</p> <p>（事業の内容等）</p> <p>第4 本事業の実施主体は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1 漁業・<u>養殖業</u>復興支援運営事業</p> <p>（1）<u>復興</u>プロジェクト本部運営事業</p> <p>ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、<u>漁業・養殖業</u>に関する有識者等からなる<u>復興</u>プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及びその事務局か</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、東北地方及び関東地方太平洋側を中心とした幅広い地域で、水産業への壊滅的な被害や水産物への風評被害等が発生し、我が国<u>漁業</u>をとりまく環境は一変した。</p> <p>このため、震災で悪影響を受けた漁業者や養殖業者の生産活動の再開に向けて、安定的な水産物生産体制の構築に資する計画を策定し、復興に向けて大きく前進していく必要がある。このような状況を踏まえ、経営の早期再開及び生産体制の自立を図るとともに、収益性の高い操業・生産体制への転換等を推進し、より厳しい経営環境の下でも<u>漁業や養殖業</u>を継続できる経営体の効率的かつ効果的な育成を図るものである。</p> <p>（事業の内容等）</p> <p>第4 本事業の実施主体は、特定非営利活動法人水産業・漁村活性化推進機構（以下「水漁機構」という。）とし、次の事業を行うものとする。</p> <p>1 漁業復興支援運営事業</p> <p>（1）<u>漁業復興</u>プロジェクト本部運営事業</p> <p>ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、<u>漁業</u>に関する有識者等からなる<u>漁業復興</u>プロジェクト中央協議会（以下「中央協議会」という。）及びその事務局から</p>

ら構成される復興プロジェクト本部を設置する。

イ 中央協議会は、漁業・養殖業復興支援事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、(2)のウの復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への確保が図られると認められるとき、漁獲量の震災前の5割以上への回復が図られると認められるとき又は被災地域の養殖業の振興に資する計画と認められるときは、令和13年3月31日までの間において水産庁長官が別に定めるところによりこれを認定する。

ウ 中央協議会は、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖業に関する有識者等からなる養殖審査会を設置し、イに規定する事務のうち養殖業に関する復興計画（漁業と養殖業の兼業に関する復興計画を除く。）に係る審査及び認定を委任することができる。

エ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、(2)の地域復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

オ (略)

(2) 地域復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者(以下「水産業協同組合等」という。)であって次のアからオまでに掲げる事項を実施又は運営する者(以下「地域復興プロジェクト運営者」という。)に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を交付

構成される漁業復興プロジェクト本部を設置する。

イ 中央協議会は、漁業・養殖業復興支援事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、(2)のウの漁業復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、経営再建が真に必要であり、収益性の高い操業体制への確保が図られると認められるとき又は漁獲量の震災前の5割以上への回復が図られると認められるときは、令和8年3月31日までの間において水産庁長官が別に定めるところによりこれを認定する。

(新設)

ウ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、(2)の地域漁業復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

エ (略)

(2) 地域漁業復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合、中小企業等協同組合又は水産庁長官が特に認める者(以下「水産業協同組合等」という。)であって次のアからオまでに掲げる事項を実施又は運営する者(以下「地域漁業復興プロジェクト運営者」という。)に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に当たり必要な経費について助成金を

する。

ア この事業の支援を受けて漁業者、養殖業者、流通・加工業者等（以下「漁業者等」という。）及び地方公共団体が一体となって漁業・養殖業の復興に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の復興プロジェクト（以下「地域復興プロジェクト」という。）を設置すること。

イ 漁業者等の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域復興プロジェクト協議会（以下「地域復興協議会」という。）を設置すること。

ウ 地域復興協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、収益性を向上するための取組に加え、経営再建が真に必要なことが分かるような復興計画を作成し、これを中央協議会に提出し、（１）のイの認定を受けるとともに、認定された復興計画（以下「認定復興計画」という。）を実施するために必要な指導・助言等を行うこと。

エ 復興計画の作成に必要な調査研究を実施すること。

オ 復興計画に参加しようとする漁業者又は養殖業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、必要に応じて中小漁業経営支援協議会を設置すること。

（削る。）

交付する。

ア この事業の支援を受けて漁業者、流通・加工業者等（以下「漁業者等」という。）及び地方公共団体が一体となって漁業の復興に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地域の漁業復興プロジェクト（以下「地域漁業復興プロジェクト」という。）を設置すること。

イ 漁業者等の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域漁業復興プロジェクト協議会（以下「地域漁業復興協議会」という。）を設置すること。

ウ 地域漁業復興協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、収益性を向上するための取組に加え、経営再建が真に必要なことが分かるような漁業復興計画を作成し、これを中央協議会に提出し、（１）のイの認定を受けるとともに、認定された漁業復興計画（以下「認定漁業復興計画」という。）を実施するために必要な指導・助言等を行うこと。

エ 漁業復興計画の作成に必要な調査研究を実施すること。

オ 漁業復興計画に参加しようとする漁業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、必要に応じて中小漁業経営支援協議会を設置すること。

2 養殖復興支援運営事業

（１）養殖復興プロジェクト本部運営事業

ア 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、

養殖業に関する有識者等からなる養殖復興プロジェクト認定協議会（以下「認定協議会」という。）及びその事務局から構成される養殖復興プロジェクト本部を設置する。

イ 認定協議会は、養殖復興支援事業を実施するための基本的な事項について審議するとともに、（２）のウの養殖復興計画の認定について申請があった場合には、その内容を審査し、被災地域の養殖業の振興に資する計画と認められるときは、令和８年３月３１日までの間において水産庁長官が別に定めるところによりこれを認定する。

ウ 水漁機構は、水産庁長官が別に定めるところにより、（２）の地域養殖復興プロジェクト運営事業の企画・立案及び実施段階における指導・助言等を行うものとする。

エ 水漁機構は、この事業により得られた成果等について、インターネット等を用いて広く普及啓発に努めるものとする。

（２）地域養殖復興プロジェクト運営事業

水漁機構は、水産業協同組合等であって次のアからオまでに掲げる事項を実施又は運営する者（以下「地域養殖復興プロジェクト運営者」という。）に対して、水産庁長官が別に定めるところにより、これらの事項の実施又は運営に必要な経費について助成金を交付する。

ア この事業の支援を受けて生産者及び関連団体、地方公共団体等が一体となって養殖業の振興に取り組もうとする場合に、水産庁長官が別に定めるところにより、地

域の養殖復興プロジェクト（以下「地域養殖復興プロジェクト」という。）を設置すること。

イ 生産者の代表、関係団体、地方公共団体の職員、有識者等を構成員とする地域養殖復興プロジェクト協議会（以下「地域養殖復興協議会」という。）を設置すること。

ウ 地域養殖復興協議会が、水産庁長官が別に定めるところにより、新たな取組等が養殖業経営に真に必要なであることが分かるような養殖復興計画を作成し、これを養殖復興プロジェクト本部に提出し、（１）のイの認定を受けるとともに、認定された養殖復興計画（以下「認定養殖復興計画」という。）を実施するために必要な指導・助言等を行うこと。

エ 養殖復興計画の作成に必要な調査研究を実施すること。

オ 養殖復興計画に参加しようとする養殖業者の抜本的な経営対策を図るため、水産庁長官が別に定めるところにより、必要に応じて中小漁業経営支援協議会を設置すること。

2 がんばる漁業・養殖業復興支援事業

(1) 水漁機構は、地域復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定復興計画に基づく次に掲げる事業の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。

3 がんばる漁業復興支援事業

(1) 水漁機構は、地域漁業復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定漁業復興計画に基づく次に掲げる事業（以下「がんばる漁業復興支援事業」という。）の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。

- ア 漁業の収益性向上の事業
- イ 福島県沿岸における漁業の生産回復の事業
- ウ 養殖業の振興に資する事業

(2) 水漁機構は、(1)により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、漁獲物又は養殖生産物の販売代金等から助成金を返還させることとする。

(削る。)

(事業の対象)

第5 がんばる漁業・養殖業復興支援事業に参加する漁業者及び養殖業者については、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとし、中央協議会による審査・認定を受けた取組を実施する者と

- ア 収益性向上の事業
- イ 福島県沿岸における生産回復の事業
(新設)

(2) 水漁機構は、(1)により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、毎年事業終了後速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、漁獲物の販売代金等から助成金を返還させることとする。

4 がんばる養殖復興支援事業

(1) 水漁機構は、地域養殖復興協議会が選定した水産業協同組合等が、水産庁長官が別に定めるところにより、認定養殖復興計画に基づき養殖業の振興に資する取組等を行う養殖業者を支援する事業(以下「がんばる養殖復興支援事業」という。)の実施に必要な経費について、水産庁長官が別に定めるところにより、助成金を交付する。

(2) 水漁機構は、(1)により助成金を交付した水産業協同組合等に対して、事業期間終了毎に速やかに当該事業に係る会計処理を命じ、水産庁長官が別に定めるところにより、養殖生産物の販売に係る代金の総額から助成金を返還させることとする。

(事業の対象)

第5 がんばる漁業復興支援事業に参加する漁業者及びがんばる養殖復興支援事業に参加する養殖業者については、次に掲げる要件のいずれかを満たすものとし、漁船漁業に関する取組にお

する。

- 1 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて経営に支障を来している漁業者又は養殖業者であること。
- 2 1の者の従業員であって新たに漁業又は養殖業に着業する者（漁家子弟又は計画策定年度において当該者と雇用関係を有する者）であること。
（削る。）

（削る。）

（基金の造成及び管理）

第6 （略）

2～5 （略）

- 6 水漁機構は、第4第2項第2号により水産業協同組合等から返還された助成金については、復興勘定に繰り入れて運用するものとする。

7・8 （略）

（事業基金の廃止時期等）

第7 （略）

- 2 第4に定める事業を行う期間は、令和13年3月31日までとす

いては中央協議会、養殖業に関する取組においては認定協議会による審査・認定を受けた取組を実施する者とする。

- 1 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて漁船漁業経営に支障を来している漁業者であること。
- 2 1の者の従業員であって新たに漁船漁業に着業する者（漁家子弟又は計画策定年度において当該者と雇用関係を有する者）であること。
- 3 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故等の影響を受けて養殖経営に支障を来している養殖業者であること。
- 4 3の者の従業員であって新たに養殖業に着業する者（漁家子弟又は計画策定年度において当該者と雇用関係を有する者）であること。

（基金の造成及び管理）

第6 （略）

2～5 （略）

- 6 水漁機構は、第4第3項第2号及び第4第4項第2号により水産業協同組合等から返還された助成金については、復興勘定に繰り入れて運用するものとする。

7・8 （略）

（事業基金の廃止時期等）

第7 （略）

- 2 第4に定める事業を行う期間は、令和12年3月31日までとす

る。ただし、災害、事故その他特別の事情によって終了しない場合、水漁機構が水産庁長官に協議し、事業の終了時期を変更することができる。

3 (略)

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第32 (略)

2 水漁機構は、前項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

3・4 (略)

る。ただし、災害、事故その他特別の事情によって令和12年3月31日までに終了しない場合、水漁機構が水産庁長官に協議し、事業の終了時期を変更することができる。

3 (略)

(基金から助成金等を交付する場合に民間事業者等に対して付すべき条件)

第32 (略)

2 水漁機構は、前項第2号の規定により承認をしようとする場合は、あらかじめ水産庁長官の承認を受けなければならない。

3・4 (略)

別表（第10及び第17関係）

区分	経費	補助率	重要な変更
漁業・養殖業復興支援事業費 (削る。)			
1 漁業・養殖業復興支援運営事業費	1 <u>復興プロジェクト本部運営事業費</u> 水漁機構が、 <u>復興プロジェクト本部</u> を設置し、その運営を行うために必要な基金を造成するのに要する経費	(略)	区分の欄に掲げる <u>1</u> 及び <u>2</u> の経費の相互間における経費の増減
	2 <u>地域復興プロジェクト運営事業費</u> 水漁機構が、 <u>地域復興プロジェクト</u> 運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	(略)	
2 <u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業費</u>	3 <u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業費</u> 水漁機構が、 <u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業</u> を実施する水産業協同組合等に対して次の <u>(1)</u> 、 <u>(2)</u> 及び <u>(3)</u> の経費に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費 (1) 操業費用等補助分 水漁機構が、 <u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、漁業に係る取組</u> を実施する水産業協同組合等に対して操業費用等経費算定額及び事業管理費に係る助成金を交付するのに要する経費	水産庁長官が別に定めるところにより算定した、操業費用等経費の額に2/3、1/2若しくは1/3を乗じた額、事業管理費及び消費税を合計した額(ただし、事業実施者が第5第2項に規定	

別表（第10及び第17関係）

区分	経費	補助率	重要な変更
漁業・養殖業復興支援事業費 [I]			
1 漁業復興支援運営事業費	1 <u>漁業復興プロジェクト本部運営事業費</u> 水漁機構が、 <u>漁業復興プロジェクト本部</u> を設置し、その運営を行うために必要な基金を造成するのに要する経費	(略)	区分の欄に掲げる <u>[I]</u> 及び <u>[II]</u> の経費の相互間における経費の増減
	2 <u>地域漁業復興プロジェクト運営事業費</u> 水漁機構が、 <u>地域漁業復興プロジェクト</u> 運営事業を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費	(略)	
2 <u>がんばる漁業復興支援事業費</u>	3 <u>がんばる漁業復興支援事業費</u> 水漁機構が、 <u>がんばる漁業復興支援事業</u> を実施する水産業協同組合等に対して次の <u>(1)</u> 及び <u>(2)</u> の経費に係る助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費 (1) 操業費用等補助分 水漁機構が、 <u>がんばる漁業復興支援事業</u> を実施する水産業協同組合等に対して操業費用等経費算定額及び事業管理費に係る助成金を交付するのに要する経費	水産庁長官が別に定めるところにより算定した、操業費用等経費の額に2/3、1/2若しくは1/3を乗じた額、事業管理費及び消費税を合計した額(ただし、事業実施者が第5第2項に規定	

	<p>(2) 運転経費等助成分 水漁機構が、<u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、漁業に係る取組</u>を実施する水産業協同組合等に対して運転経費に係る助成金を交付するのに要する経費</p> <p>(3) 養殖業に係る事業費分 <u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業のうち、養殖業に係る取組を実施する水産業協同組合等に対して助成金を交付するために必要な基金を造成するのに要する経費</u></p>	<p>する者であって、当該事業の終了を<u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）の第1の5の（1）</u>による場合は、定額)</p> <p>(略)</p> <p>水産庁長官が別に定めるところにより算定した、事業に必要な経費の額に1/5を乗じた額、事業管理費及び消費税を合計した額（ただし、事業実施者が第5第2項に規定する者であって、当該事業の終了を<u>がんばる漁業・養殖業復興支援事業実施要領（令和8年4月7日付け7水推第1635号水産庁長官通知）の第1の5-2の</u></p>		<p>(2) 運転経費等助成分 水漁機構が、<u>がんばる漁業復興支援事業</u>を実施する水産業協同組合等に対して運転経費に係る助成金を交付するのに要する経費</p> <p>(新設)</p>	<p>する者であって、当該事業の終了を<u>がんばる漁業復興支援事業実施要領（平成23年11月21日付け23水管第1820号水産庁長官通知）の第1の5の（1）</u>による場合は、定額)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>
--	--	--	--	--	--

別記様式第2号（第8関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書

（略）

記

漁業・養殖業復興支援事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収入(a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
(略)		
助成金返還額 (C)		
平成31年3月31日以前に認定を受けた復興計画に基づく事業分		
平成31年4月1日以降に認定を受けた復興計画に基づく事業分		
(略)		
2. 支出 (a)' + (b)'		
(1) 漁業・養殖業復興支援運営事業 (a)'		
① 復興プロジェクト本部運営事業		
ア・イ (略)		
② 地域復興プロジェクト運営事業		
ア・イ (略)		
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		

別記様式第2号（第8関係）

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実施状況報告書

（略）

記

漁業・養殖業復興支援事業 (単位：円)

区 分	金 額	備 考
1. 収入(a)+(b)+(c)+(d)+(e)		
(略)		
助成金返還額 (C)		
平成31年3月31日以前に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分		
平成31年4月1日以降に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分		
(略)		
2. 支出 (a)' + (b)' + (c)' + (d)'		
(1) 漁業復興支援運営事業 (a)'		
① 漁業復興プロジェクト本部運営事業		
ア・イ (略)		
② 地域漁業復興プロジェクト運営事業		
ア・イ (略)		
(2) 養殖復興支援運営事業 (b)'		
① 養殖復興プロジェクト本部運営事業		
ア 事業費支出		
イ その他支出		
② 地域養殖復興プロジェクト運営事業		
ア 助成金支出		
イ その他支出		

<u>(2) がんばる漁業・養殖業復興支援事業(b)'</u>		
① 助成金支出		
ア～ウ (略)		
エ 養殖業に係る事業費分		
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		
(削る。)		
(略)		

(注) 助成金等支出について、平成 31 年 3 月 31 日以前に認定を受けた復興計画に基づく事業分についてはアに、平成 31 年 4 月 1 日以降に認定を受けた復興計画に基づく事業分についてはイ及びウに記載すること。

別記様式第 3 号 (第11第 1 項関係)

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付申請書

(略)

記

1・2 (略)

3 基金造成に係る計画

区 分	金 額	備 考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金	円	
1 漁業・養殖業復興支援運営事業費		
(1) 復興プロジェクト本部運営事業費		
(2) 地域復興プロジェクト運営事業費		
(削る。)		

<u>(3) がんばる漁業復興支援事業(c)'</u>		
① 助成金支出		
ア～ウ (略)		
(新設)		
② その他支出		
<u>(4) がんばる養殖業復興支援事業(d)'</u>		
① 助成金支出		
② その他支出		
(略)		

(注) 助成金等支出について、平成 31 年 3 月 31 日以前に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分についてはアに、平成 31 年 4 月 1 日以降に認定を受けた漁業復興計画に基づく事業分についてはイ及びウに記載すること。

別記様式第 3 号 (第11第 1 項関係)

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業費補助金交付申請書

(略)

記

1・2 (略)

3 基金造成に係る計画

区 分	金 額	備 考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金	円	
1 漁業復興支援運営事業費		
(1) 漁業復興プロジェクト本部運営事業費		
(2) 地域漁業復興プロジェクト運営事業費		
<u>2 養殖復興支援運営事業費</u>		
(1) 養殖復興プロジェクト本部運営事業費		
(2) 地域養殖復興プロジェクト運営事業費		

<u>2 がんばる漁業・養殖業復興支援事業費</u> (1) 操業費用等補助分 (2) 運転経費等助成分 <u>(3) 養殖業に係る事業費分</u> (削る。)		
合 計		

4 (略)

別記様式第8号(第20関係)

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実績報告書(造成完了報告書)

(略)

記

1・2 (略)

3 基金造成に係る実績

区 分	金 額	備考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金	円	
1 漁業・養殖業復興支援運営事業費 (1) 復興プロジェクト本部運営事業費 (2) 地域復興プロジェクト運営事業費 (削る。)		
<u>2 がんばる漁業・養殖業復興支援事業費</u> (1) 操業費用等補助分 (2) 運転経費等助成分 <u>(3) 養殖業に係る事業費分</u> (削る。)		
合 計		

(注) (略)

<u>3 がんばる漁業復興支援事業費</u> (1) 操業費用等補助分 (2) 運転経費等助成分 (新設)		
<u>4 がんばる養殖復興支援事業費</u> 合 計		

4 (略)

別記様式第8号(第20関係)

〇〇年度 漁業・養殖業復興支援事業実績報告書(造成完了報告書)

(略)

記

1・2 (略)

3 基金造成に係る実績

区 分	金 額	備考
漁業・養殖業復興支援事業費補助金	円	
1 漁業復興支援運営事業費 (1) 漁業復興プロジェクト本部運営事業費 (2) 地域漁業復興プロジェクト運営事業費		
<u>2 養殖復興支援運営事業費</u> <u>(1) 養殖復興プロジェクト本部運営事業費</u> <u>(2) 地域養殖復興プロジェクト運営事業費</u>		
3 がんばる漁業復興支援事業費 (1) 操業費用等補助分 (2) 運転経費等助成分 (新設)		
4 がんばる養殖復興支援事業費 合 計		

(注) (略)

附 則（令和 8 年 4 月 7 日付け 7 水推第 1600 号）

- 1 この通知は、令和 8 年 4 月 7 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の要綱の規定に基づき認定を受けた漁業復興計画又は養殖復興計画に基づく事業の取扱いについては、なお従前の例による。
- 3 この通知の施行の際現にあるこの通知による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この通知による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この通知の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。